

写

# 離島等供給特例承認申請書

令和 5 年 1 月 18 日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 離島等供給特例承認申請書

写

北ネ業託第23号  
令和5年1月18日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 藤下 裕己

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 料金その他の供給条件の内容 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実施期日及び実施期間    | 同上              |

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとされているお客さまを含みます。）から一時に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島等供給約款（令和4年4月1日届出。ただし、当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分、12月分、令和3年1月分、2月分、3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分、12月分、令和4年1月分、2月分、3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分および10月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和4年11月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和4年12月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和5年1月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和5年2月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和5年4月[満了日は検針日ごとに相違]）

## 附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（令和4年12月23日付け20221214資第21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年10月1日の離島供給約款の実施にあたっても、引き続き適用すべく、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に承認を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日、令和3年2月24日、令和3年3月15日、令和3年4月23日、令和3年5月12日、令和3年6月14日、令和3年7月15日、令和3年8月23日、令和3

年9月16日，令和3年10月21日，令和3年11月25日，令和3年12月21日，令和4年1月28日，令和4年2月25日，令和4年3月22日，令和4年4月27日，令和4年5月30日，令和4年6月24日，令和4年7月27日，令和4年8月26日，令和4年9月30日，令和4年10月26日，令和4年11月28日および令和4年12月23日には，継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから，事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ，支払延伸を目的に離島等供給約款以外の供給条件（令和4年3月22日以前は離島供給約款以外の供給条件）を設定し，承認を受けました。

この度，継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから，事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ，引き続き，一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに，当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より，一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま，または，新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に，当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し，電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき，離島等供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお，実施期間満了後の取扱いについては，新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み，別途検討いたします。

以上